



不当判決！

何がおかしいの？



2013年12月19日に提訴し、5年3か月の長きにわたって行われた九州朝鮮高校生「無償化」裁判が、今年3月、不当判決の言い渡しという最悪の結果を迎えました。

事実と証拠に基づいて判断を下すべき裁判官の職責を放棄した判決に言葉がありません。司法の公正な裁きを期待した裁判傍聴者、関係者たちは、国の違法性に目を向けず原告の主張を退けた不当判決に対して怒りに身を震わせました。

今回の判決は何がおかしいのでしょうか？

そもそも高校無償化法とは？

国籍や通っている学校に関係なく、すべての高校生の学ぶ権利を守るために、「教育の機会均等に寄与すること」を目的に制定された法律です。すべての高校生にはもちろん朝鮮学校高校生も含まれていましたが、唯一、無償化制度から除外されました。

忘れ去られた子どもたちの権利

今回の判決は、不当な支配を受けている朝鮮学校に通っているから「ダメ」としていますが、何が不当な支配なのかは言及していません。特に問題なのは、無償化法の対象は「学校」ではなく、あくまでも生徒個人です。裁判所は子どもたちの「教育を受ける権利」を理由もなく剥奪したのです。

法の精神に反する

「高校無償化法」(最上位)では、法を施行するための「規則」(上位)、規則に沿って対象校を指定する「規程」(最下位)が定められました。今回の判決は、最下位の規程で以て、最上位の法を否定し、「政治外交的理由」で不指定処分とした国の過ちを追認したのです。

高裁での勝利を！

「私たちは最後まで闘う！」一。判決当日、生徒たちはもうすでに次の闘いへの決意を叫んでいました。私たちも、決してひるむことなく彼らを励ましなが、今後とも朝鮮学校の擁護、子どもたちの学ぶ権利の保障を求め、勝利の日までたたかいぬいていきます。

今年10月2日(水)、福岡高裁での控訴審が始まります。

皆様の温かいご支援をおねがいします！